

政令第二百八十九号

構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十号）の施行に伴い、並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条、第四十九条及び別表第二十七号の規定に基づき、この政令を制定する。

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第八号」を「別表第十号」に、「第十八条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第四条中「第二十三条第三項」を「第二十七条第三項」に改める。

第五条第一項中「第二十五条」を「第二十九条」に改める。

第八条中「別表第十九号」を「別表第二十三号」に、「第二十九条」を「第三十三条」に改める。

第九条中「別表第二十三号」を「別表第二十七号」に改める。

附 則

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。